

## 企画・調整等非常勤嘱託員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企画・調整等非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

### (職務)

第3条 嘱託員は、こども施策庁内推進本部会議の運營業務、川崎市子ども・若者の未来応援プランの進行管理業務、かわさきし子育てガイドブック等の広報関連業務、市長への手紙等の広聴関連業務、子どもの貧困対策やグローバル人材育成事業等の新たな政策課題に係る取りまとめ業務等に関する業務を処理する。

### (設置)

第4条 嘱託員は、こども未来局総務部企画課に設置する。

### (定数)

第5条 嘱託員の定数は、1名とする。

### (任用)

第6条 嘱託員は、こども未来局総務部長（以下「総務部長」という。）が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 任用期間は、原則として1年以内とする。

### (公募)

第7条 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）の適用を受ける職員で、平成3年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「定年等退職者」という。）については、この限りでない。

### (任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、定年等退職者については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 定年等退職者については、市長が特に必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第9条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第10条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第12条 嘱託員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休日は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日は、月曜日から金曜日までの週5日とする。
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後3時45分までとし、正午から午後1時までを休憩時間とする。
- (3) 休日は、正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第13条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日、半日又は1時間を単位として付与することとし、半日単位の年次有給休暇は、2回、1時間単位の年次有給休暇は、6時間をもって1日の年次有給休暇とする。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第8条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第15条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第18条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第19条 嘱託員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第20条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第1種報酬月額に12を乗じて得た額を、その者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

- 2 前項の場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数が生じた時は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第21条 嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第22条 こども未来局総務部企画課長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

- 2 総務部長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第23条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第24条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)に定めるところによる。

- 2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第25条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第26条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日	10日	11日	12日	14日	16日
	18日	20日	20日	20日	20日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第13条関係）

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときはこれを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を 超える期 間
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。